

令和6年(ワ)第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原 告 外15名
被 告 株式会社神戸製鋼所 外9名

証 拠 説 明 書 (1)

令和7年1月31日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

被告株式会社神戸製鋼所訴訟代理人

弁 護 士 植 村 公 彦

同 越 本 幸 彦

同 武 井 祐 生

同 寺 田 明 弘

頭書事件の証拠説明は別紙のとおりである。

なお、特に注記しない限り、被告神戸製鋼所が従前提出した書面において用いた略語は、本証拠説明書においても同一の意味内容を有するものとして使用する。

以 上

番号	標目	作成日	作成者	原本・写しの区別	立証趣旨
丙1の1	環境省のウェブサイト「気候変動の国際交渉 関連資料」と題するページを印刷した文書	令和7年1月29日 (印刷日)	環境省 (赤枠は被告神戸製鋼所訴訟代理人による。)	写し	環境省のウェブサイト上に、丙1の2のPDFデータが掲載されていること。
丙1の2	「世界のエネルギー起源CO ₂ 排出量(2021年)」の抜粋(1頁)	令和5年	環境省	写し	日本のエネルギー起源CO ₂ の排出量は、2021年において全世界の排出量として把握されている量の3%程度に過ぎないこと。
丙2	「令和5年度 環境保全報告書」の抜粋(38頁)	令和6年6月	被告神戸製鋼所、株式会社コベルコパワー神戸及び株式会社コベルコパワー神戸第二	写し	株式会社コベルコパワー神戸の2023年度CO ₂ 排出量が677万5000トン、株式会社コベルコパワー神戸第二の2023年度CO ₂ 排出量が637万4000トンであること。なお、神戸発電所1号機及び2号機は株式会社コベルコパワー神戸が、神戸発電所3号機及び4号機は、株式会社コベルコパワー神戸第二がそれぞれ所有し、供用している。
丙3	環境省のウェブサイト「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 フロン類算定漏えい量報告・公表制度ウェブサイト」と題するページのうち、株式会社コベルコパワー真岡に関するページを印刷した文書	令和7年1月29日 (閲覧・印刷日)	環境省	写し	株式会社コベルコパワー真岡の2021年度CO ₂ 排出量(エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前))が224万4000トンであること。これを株式会社コベルコパワー神戸及び株式会社コベルコパワー神戸第二の2023年度のCO ₂ 排出量と合計すると、1539万3000トンであること。
丙4	被告神戸製鋼所ウェブサイト「GXリーグ目標設定」と題するページを印刷した文書	令和7年1月24日 (閲覧・印刷日)	被告神戸製鋼所	写し	(1)石炭火力発電所を運用する被告神戸製鋼所の子会社ら(株式会社コベルコパワー神戸及び株式会社コベルコパワー神戸第二)が運営する火力発電所は、いずれも関係諸法令に則って何ら問題なく操業されており、これに加えて、同火力発電所を対象として、国の(強制力のない)方針等に沿った適切な排出量削減の取組み(GXリーグ)に任意で参画していること。 (2)株式会社コベルコパワー神戸及び株式会社コベルコパワー神戸第二は、上記火力発電所を対象としてGXリーグに参画しているほか、2050年カーボンニュートラルに向けたロードマップを策定していること。
丙5	「国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に関するよくある質問～企業の尊重責任～」の抜粋(5頁)	令和7年1月23日 (閲覧・印刷日)	外務省 (文中の黄色ハイライトは被告神戸製鋼所訴訟代理人による。)	写し	外務省(日本)は、国連指導原則について、事実上も、国家の国際人権法上の義務を、企業に課しているものではないことを明らかにしていること。
丙6	外務省ウェブサイト「OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」と題するページを印刷した文書	令和7年1月23日 (閲覧・印刷日)	外務省 (文中の黄色ハイライトは被告神戸製鋼所訴訟代理人による。)	写し	日本の外務省が、OECD行動指針には法的拘束力がないことを明らかにしていること。